

## 「授業料後払い制度」について

2024 年度以降の大学院の修士段階（修士課程）の進学者で希望する者を対象に、卒業後の所得に応じて授業料を後払いする「大学院段階における授業料後払い制度」（以下「本制度」という。）が導入されます。

### 1. 対象者

以下の(1)～(4)の条件を全て満たす者が対象となります。

- (1)2024 年度以降に国内の大学院に進学した者(注 1)
- (2)本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- (3)日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- (4)過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

(注 1) 2024 年度については、以下のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① 2024 年度秋の新規入学者
- ② 2024 年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となっており、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、2024 年 4 月からの授業料に遡って支援の対象となります。

### 2. 授業料の貸与支援額

本学授業料を対象とし、年額 77 万 6 千円が上限  
ただし、貸与額には保証料が上乗せされます。

### 3. 授業料猶予に関する本学の対応

2024 年度に本学の修士課程進学者の入学手続時納付金に係る前期授業料については、前述 1. 対象者の要件に該当する者に対して、以下による対応を予定しております。

- ①2024 年度本学修士課程進学者のうち、学部において修学支援新制度の対象となっていた者（注 2）が本制度の利用を希望し申請した場合、前期授業料のうち後払いとできる授業料の年間上限額（以下「支援対象授業料」という。）の半額までの納付を猶予します。
- ②前期授業料が支援対象授業料を上回る場合、差額は入学手続時納付金において納付いただきます。
- ③後期授業料の授業料納付額等については別途案内します。
- ④猶予した支援対象授業料は、日本学生支援機構から本学へ振り込まれ、これをもって充当します。

(注 2) 本学以外の大学からの進学者（学外進学者）については、申請時に修学支援新制度の対象者であったことを確認する資料として、給付奨学生証(JASSO 発行)、授業料等減免認定結果通知書(大学発行)等の提示を求めますので、お手元の書類を大切に保管してください。なお、国より本制度の詳細が周知され、本学の対応が変更となる場合があります。対応の変更および申請方法等の詳細については、改めて本学ホームページ等を通じてお知らせいたします。

### 4. 手続きについて

本制度を希望する場合は、「[授業料後払い制度](#)」希望申請書をダウンロードし、授業料等減免認定通知のコピーと共に大学院教務事務室へ提出してください。

その他、必要書類については大学院教務事務室にて案内いたします。

### 5. 注意事項

- (1)授業料支援金を利用した場合は、JASSO 第一種奨学金の貸与を受けることはできません。  
ただし、別途「生活費奨学金（月 1～4 万円の額から選択）」を申請することができます。
- (2)入学後に本制度が利用できなかった場合については、入学後に学納金を請求いたしますので、指定された期日までにお振込みください。
- (3)授業料支援金を受けている期間は、延納・分納の手続きはできません。
- (4)[「令和 6 年春に博士前期課程に入学した方へ」](#)を参照してください。